

## 仕 様 書

本工事は、平成18年4月1日改定の「土木工事共通仕様書（※1）」及び次の特記仕様書を適用する。

### 特 記 仕 様 書

（■または☑：本工事において適用する。）

H 2 3 . 1 0 . 1

仕様書等	改定年月日	備 考
<input type="checkbox"/> 施工条件の明示		別紙－1
<input type="checkbox"/> 下水道管きょ工事仕様書	平成22年 4月 1日	※2 横浜市 環境創造局 ホームページ掲載
<input type="checkbox"/> 横浜市下水道設計標準図（管きょ編）	平成23年 7月	
<input type="checkbox"/> 局地的な大雨に対する下水道管きょ内工事等の安全に関する特記仕様書	平成21年 9月25日	
<input type="checkbox"/> マンホール接続部使用表	平成13年 4月	
<input type="checkbox"/> マンホールと本管接続部の耐震施工仕様書	平成10年11月	
<input type="checkbox"/> マンホール鑄鉄ふた特記仕様書	平成19年10月	
<input type="checkbox"/> 土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書	平成17年 4月 1日	
<input type="checkbox"/> 契約後VE方式の実施に関する特記仕様書	平成16年 3月30日	
<input type="checkbox"/> 中間技術検査に関する特記仕様書	平成17年 4月 1日	
<input type="checkbox"/> アンカーボルト施工に伴う特記仕様書	平成16年 2月12日	
<input type="checkbox"/> 安全管理指定工事特記仕様書	平成23年 4月 1日	
<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する特記仕様書	平成17年12月 5日	
<input type="checkbox"/> 下水道修繕工事特記仕様書	平成22年 3月	
<input type="checkbox"/> 取付管接続受託下水道工事特記仕様書	平成22年 3月	
<input type="checkbox"/> 工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書	平成23年10月 1日	
<input type="checkbox"/> コリンズ新登録における取扱い特記仕様書	平成21年 8月18日	
<input type="checkbox"/> 更生工法（自立管）特記仕様書	平成21年 9月25日	
<input type="checkbox"/> 損害補償業務特記仕様書	平成22年10月 1日	
<input type="checkbox"/> 道路構造物標準図集	平成23年4月改定版	※3 横浜市道路局
<input type="checkbox"/> 河川標準構造図	平成21年 3月	ホームページ掲載

※1 土木工事共通仕様書：横浜市ホームページアドレス：  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/kyoutuu-siyousyo/>

※2 横浜市環境創造局ホームページアドレス：  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shiryou/gesui/>

※3 横浜市道路局ホームページアドレス：  
道路：<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/gijutsukanri/zushu/>  
河川：<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kasenjigyo/kasenkouji/>

## 施 工 条 件 の 明 示

本工事の施工条件は、次のとおりである。

- 1 工 程 関 係
- 2 用 地 関 係
- 3 周 辺 環 境 保 全 関 係
- 4 安 全 対 策 関 係
- 5 仮 施 設 関 係
- 6 仮 設 工 関 係
- 7 建 設 発 生 土 ・ 廃 棄 物 関 係
- 8 工 事 支 障 物 関 係
- 9 地 盤 改 良 工 関 係
- 10 推 進 ・ シールド工関係
- 11 基礎工関係
- 12 植栽工関係
- 13 イメージアップ関係
- 14 完成図・納品関係
- 15 そ の 他

(注) ■または☐：本工事において条件明示している事項。なお、条件が異なる場合や現場の状況等により変更が必要となった場合は別途協議する。

1 工程関係

(1) 本工事は、平成 年 月 日完成とします。

(2) 本工事は、施工期間を 日間（雨天・休日等を含む。以下「想定工期」という。）と想定しています。

事業費の繰越が認められた場合は、原則として想定工期に応じた設計変更（工期延伸）を行います。ただし、事業費の繰越が認められない場合は、平成 年 月 日をもって工事施工を打ち切り、契約を終了するものとします。

(3) 本工事に近接または競合して次の工事が施工されるので、相互の連絡・調整等を密にして施工すること。なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

場 所	発注機関	他工事の名称	工 事 内 容 等	施工予定期間	備 考

(4) 本工事は、施工時期、施工時間及び施工方法等に次の制限条件があるため、適切な処置を行うこと。

影響を受ける場 所	制約条件の種類	制約条件の具体的内容
	<input type="checkbox"/> 施工期間 <input type="checkbox"/> 施工時間 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 関係機関との協議 <input type="checkbox"/> 工事説明会の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(5) 本工事は、施工時間帯による作業上の制約はないものとし、制限を受ける場合には別途協議する。

(6) その他

---

---

2 用地関係

(1) 本工事に関わる用地買収は、次のとおりである。

未買収位置、面積など	買収見込み時期

(2) 本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所は次のとおりである。

借地場所、面積など	借地目的	借地予定期間	使用条件及び復旧方法	特記事項

(3) その他

---



---

3 周辺環境保全関係

(1) 本工事は、騒音、振動、粉塵、その他の防止のため、次により適切な処置を行うこと。

ア 発進立坑基地の騒音対策は、防音施設を設置すること。なお、測定方法及び報告については、監督員と協議すること。

イ 発進立坑基地の騒音対策は特に考慮していないが、現場周辺の状況等により対策が必要となった場合は別途協議する。

ウ  騒音・ 振動・ 粉じん・ \_\_\_\_\_ 対策として特に考慮はしていないが、現場の状況等により \_\_\_\_\_ 対策が必要となった場合は、別途協議する。

エ \_\_\_\_\_

---

(2) 家屋調査

ア 本工事の施工区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、次のとおり家屋調査（事前・事後）を行い、その結果を監督員に報告すること。なお、調査数量等に増減があった場合は別途協議する。

	建物等の区分	規模	数量	備考
家屋事前調査				
家屋事後調査				

※調査内容等については、「損害補償業務特記仕様書」による。

イ 家屋調査は予定していないが、現場の状況等により必要となった場合は別途協議する。

ウ \_\_\_\_\_

---

□ (3) 排水処理

□ア 本工事の施行で発生する濁水、湧水は、次に示す排水処理施設等によって処理し排水すること。

処 理 装 置	排 水 基 準	放 流 先	備 考

□イ 本工事で発生する排水は、通常の排水方法で可能と想定しているが、現場の状況等により排水対策が必要となった場合は別途協議する。

□ 4 安全対策関係

□ (1) 保安施設等について

□ア 保安施設等については、以下の基準によること。

(ア) 道路工事現場における保安施設の設置基準 道路工事及び占用工事の実施要領 (横浜市)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kanri/kanren-jorei/>

(イ) 標示施設等の設置基準 (国土交通省 関東地方整備局)

[http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road\\_shihon00000054.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000054.html)

(ウ) 道路工事保安施設設置基準 (国土交通省 関東地方整備局)

[http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road\\_shihon00000054.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000054.html)

□イ 国道占用工事については、「工事安全点検表 (国道用)」 (別表-6) に基づき、随時、安全パトロールを行うこと。

□ウ

---

---

□ (2) 交通誘導員の配置等

□ア 交通誘導員の配置については、設計図書及び以下の表のとおりとする。なお、現場の状況、関係機関等との協議により変更が必要となった場合は別途協議する。

工 種	交 通 誘 導 員	施 工 時 間
	人/日	昼・夜
	人/日	昼・夜
	人/日	昼・夜
	人/日	昼・夜

□イ

---

---

□ (3) 本工事は、□電話・□ガス・□電気・□水道・□鉄道・□\_\_\_\_\_と近接する工事であるので、安全に十分留意すること。

- (4) 本工事は、安全管理指定工事である。安全管理の仕様等は、「安全管理指定工事特記仕様書」による。なお、安全管理指定工事の指定要件は次のとおりである。

---

---

- (5) 仮設構造物の段階点検の指定

請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階において、工程の進捗に伴い     回以上の点検を行うこと。点検を行う時期は、施工中間段階及び撤去中間段階とする。

- (6)

---

---

## 5 仮施設関係

- (1) 搬入路（一般道路）の使用後、使用後の維持管理については、次のとおりである。

---

---

- (2) 道路を占有する期間及び範囲については、次のとおりである。

---

---

- (3) 仮道路に設置する安全施設の内容については、次のとおりである。

---

---

- (4) 仮道路の維持・補修の内容と工事終了後の処置については、次のとおりである。

---

---

- (5) 仮施設の詳細等については、設計図面等によるものとする。

- (6)

---

---

□ 6 仮設工関係

□ (1) 仮設の構造と施工方法については、次のとおりである。

□ア 本工事の山留（土留）工は次のとおりとする。□構造等詳細は、設計図面等によるものとする。ただし、現場の状況により、これによりがたい場合は別途協議する。なお、施工上の欠陥による場合はこの限りではない。

区 間	山留（土留）種別	施工方法	備 考

□イ 仮栈橋工の構造は、設計図面のとおりとし、基礎杭の打抜き工法は次の表のとおりとする。

区 間	打込工法	引抜工法	備 考

なお、現地の状況により、工法を変更せざるを得ないときは別途協議する。

□ウ 本工事で施工する仮排水路の断面は、

\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>以上、勾配は\_\_\_\_\_とする。

□エ

---



---

□ (2) 仮設の継続使用、または、他工事に転用、兼用する内容については次のとおりである。

□ア 本工事で設置した\_\_\_\_\_は次のとおりとする。

工事名\_\_\_\_\_（平成 年 月発注予定）に  
使用する予定であるので、工事完了後も存置する。

なお、本工事完了後の損料、撤去費用については別途協議する。

□イ

---



---

- (3) 本工事の枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）によるものとする。

「手すり先行工法に関するガイドライン」の内容については、厚生労働省のホームページを参照のこと。

なお、請負人は工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

※「手すり先行工法に関するガイドライン」の参照方法について

厚生労働省法令等データベースシステム (<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>) の「通知検索」以下にある「本文検索へ」を選択し、「手すり先行工法に関するガイドライン」と入力して検索実行をすると参照することができます。

- (4)
- 
- 

## □ 7 建設発生土・廃棄物関係

- (1) 請負人は本工事で使用する再生材及び建設副産物（建設発生土、がれき類及び木くず）の処理については、建設副産物の管理責任者を定め、横浜市土木工事共通仕様書によるものとするほか、神奈川県土砂の適正処理に関する条例により適正に行うこと。

- (2) 建設発生土の処分

本工事で規定する建設発生土は、再生資源利用促進法第10条に規定する判断の基準を定める省令第4条別表第1に基づき、第1種～第4種に分類される状態のもので、これを処分する場合は「本市工事に伴い搬出する建設副産物の処分要領」の規定に基づき、次の■印または□印の指定受入地への搬入するものとする。

ただし、指定受入地への搬入にあたっては別表-2「建設発生土の指定受入地及び土質改良施設」に記載する各指定受入地（中継所）の受入日、受入時間等条件を遵守すること。

- ア 大黒ふ頭中継所 （港湾局所管中継所）  
□イ 幸浦中継所 （港湾局所管中継所）  
□ウ 幸浦中継所 （環境創造局所管中継所）  
□エ 確認処分 （運搬距離 k m）

※確認処分は、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

・工事主管課・所長（総括監督員）が工事施工上やむを得ないと認め、環境創造局技術監理課長と事前に調整が図られているとき。

・指定処分地の受入容量が不足し、環境創造局技術監理課長と各局の建設発生土担当課長（以下、「各局担当課長」という。）が事前に調整が図られているとき。工事主管課・所長（総括監督員）は、請負人から「建設副産物確認処分届」（様式1）（以下、「確認処分届」という。）を提出させ、確認する。

### (3) 再生材の使用の原則

- ア 本工事で使用する再生材は、原則として本工事で発生して排出されるがれき類を再生資源化して製造される再生材とする。
- イ 工事で発生して排出されるがれき類とは、原則として別表－3の「建設副産物の利用及び受入の条件」に記載する再資源化施設に搬入されるがれき類とする。

### (4) 再生材の種類

- ア 工事で使用できる再生材の種類は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材とする。
- イ 工事で使用する再生材の量は、原則として本工事で発生し、別表－3で規定する再資源化施設に搬入するがれき類の量と同程度とする。
- ウ 本工事で発生するがれき類の量を超えて再生材を使用する場合、またはがれき類が発生しない工事であっても、本工事で再生材を使用する場合は、別表－3で規定する再資源化施設で製造する再生材を使用する。

### (5) がれき類及び木くずの処分

#### ア 再利用可能ながれき類及び木くずの処分

本工事で発生して排出される再利用可能ながれき類については、別表－5で規定する再資源化施設へ搬入し、伐採樹木以外の木くずについては別表－4で規定する再資源化施設へ搬入し処分する。

ただし、再資源化施設への搬入にあたっては、その再資源化施設が再資源化にあたって除外する土砂・ごみ等の廃棄物の混入が無いよう出来るだけ工事現場で分別して搬入するものとする。

#### イ 再利用不可能ながれき類（建設汚泥を含む）の処分

再利用不可能ながれき類（建設汚泥を含む）は、別表－5で規定する処分場に搬入し、処分する。

ただし、処分にあたっては、各処分場が定める「受入品目」を確認して処分する。

#### ウ 確認処分

工事主管課・所長（総括監督員）が工事施工上やむを得ないと認めた場合は、指定処分地先以外の産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める許可を受けた産業廃棄物処理施設）に確認処分することができる。なお、工事主管課・所長（総括監督員）は、請負人から確認処分届を提出させ、確認する。

### (6) その他

建設副産物の処理に関する個別の事項は、別表－2、3、4、5によるものとするほか、条件等で不明な場合は必ず本市監督員の確認を受けること。

### (7) 土質改良による再利用

本工事で使用する土質改良施設は別表－2によるものとする。

### (8) 仮置き

請負人は工事施工上、仮置を必要とする場合は請負人の責において用地を確保し、周辺への安全対策の措置を講じなければならない。

(9) 請負人は、工事終了後、直ちに、処分地管理者または受託者の発行する建設発生土等処分受入承認書及び処分費領収書等の写しを、また、監督員が必要と認めて指示した場合は処分状況等の写真を併せて、監督員に提出しなければならない。

□ 8 工事支障物関係

□ (1) 本工事の施工に先立ち、次の試掘工を行うものとする。なお、場所等については監督員と協議すること。

試掘延長	備考
m	
m	
m	

□ (2) 本工事区間において、次の占用物件工事が施工される。

---



---

□ (3)

---



---

□ 9 地盤改良工関係

□ (1) 本工事における地盤改良工及び薬液注入工は、次のとおりとする。□詳細は設計図面等を参照すること。

区間(場所)				
工法				
材料				
対象土質				
対象土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
注入量	kl	kl	kl	kl
プラント用地				
備考				

なお、現場の状況等により変更が必要となった場合は別途協議する。

(2) セメント系固化剤で改良する場合は、試験注入時に溶出試験用土塊（500g）を採取し、特に六価クロムが基準値を超えるときは、監督員と協議すること。

(3)

---

---

10 推進・シールド工法関係

(1) 本工事の推進・シールド工は、次のとおりとする。詳細は設計図面等を参照すること。

区 間	工 法	主要な土質	裏込材料	備 考

(2) (社)日本下水道管渠推進技術協会の「推進工事技士」の資格を有する技術者を施工現場に配置すること。(下請業者に属する推進工事技士でも可)

(3)

---

---

11 基礎工関係

(1) 本工事の硬質塩化ビニル管・強化プラスチック管基礎材料は次のとおりとする。

区 間	基礎材の種類	基 礎 材 取 扱 施 設	備 考

12 植栽工関係

(1) 植栽工の樹木等については、植樹保険に加入すること。

植樹保険の対象は、設計図書に示す樹木のうち、目的物引渡し後の樹木、株物及び地被類とし、移植及び根廻し工事、種子吹付工等種子の使用による緑化工事の樹木等を除くこと。

「植樹保険付保証明証」を目的物引渡しの3週間前までに監督員に提出すること。

□ 13 イメージアップ関係

- (1) 本工事は周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、次のとおり標準的なイメージアップを計上している。なお、内容については別表-1を参考とし、事前に監督員と協議すること。

項 目
1. 仮 設 費
2. 営 繕 費
3. 安 全 費
4. 地域とのコミュニケーション

- (2) 標準的なイメージアップの他、次のイメージアップを行うものとする。

---



---

- (3) その他

---



---

イメージアップの内容

別表-1

計上項目	実 施 す る 内 容
仮設関係	用水・電力等の供給設備、緑化・花壇、ライトアップ施設、見学路及び椅子の設置、昇降設備の充実、環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化、労働者宿舍の快適化、デザインボックス（交通誘導員待機室）、現場休憩所の快適化、健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、盗難防止対策（警報機等）、避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	完成予想図、工法説明図、工事工程表、デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、見学会等の開催（イベント等の実施含む）、見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、パンフレット・工法説明ビデオ、地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、社会貢献

□ 14 完成図・納品関係

□ (1) 管きょ工事

本工事の完成図は、下水道台帳図図式に基づいて作成すること。

□ (2) 工事完成図書（電子納品）

「工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書」による。

□ (3) デジタル写真（電子納品）

ア 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品（デジタル写真）とは、工事写真を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「デジタル写真管理情報基準：（以下、「基準」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

イ 工事写真は、「基準」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副各1部提出する。「基準」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「基準」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]」及び「電子納品運用手順書（案）[工事編]」を参考にするものとする。

ウ 工事写真の提出の際には、横浜市電子納品チェッカーによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

横浜市電子納品チェッカーのダウンロード

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/checker.html>

エ デジタル写真管理情報基準、電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]及び電子納品運用手順書（案）[工事編]は、横浜市ホームページ

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/yokohamadensi.html>) を参照すること。

□ 15 その他

□ (1) 本工事は、履行保証措置を求めため、応札にあたっては、補償費用を計上すること。

（なお、「履行保証」の場合、保証金額は請負金額の10%、履行ボンドの場合は、付保割合10%、履行保証保険は、定額てん補10%とします。）

□ (2) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。

□ (3) 工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドラインに関する事項

ア 工事の施工においては、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン(横浜市 平成17年6月)」の趣旨を踏まえ、歩行者通路対策等を講じること。

なお、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」は、横浜市ホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/barrier/>) を参照すること。

イ 請負人は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

- （４）本工事で既存施設の撤去により生じた現場発生品等は、次の場所まで運搬のうえ引き渡すものとする。

現場発生品目	数量	引き渡し場所	備考

なお、上記以外の材料が発生した場合は、監督員の指示によるものとする。

- （５）不同沈下及び地震対策として、開削工法で布設する陶管、鉄筋コンクリート管のマンホール接続部は、マンホール接続部使用表及びマンホールと本管接続部の耐震施工仕様書を適用すること。

## 建設発生土の指定受入地及び土質改良施設

平成23年4月1日

処分地 項目	幸浦中継所			横浜市 環境創造局 改良土プラント
	大黒ふ頭中継所		(株)建設資源 広域利用センター	
搬入手続	(財)横浜港 埠頭公社	(財)横浜港 埠頭公社	環境創造局 技術監理課	横浜改良土 センター(株)
電話番号	671-0500	671-0500	671-3692	502-3745
受入事務所	(財)横浜港埠頭公社 大黒ふ頭中継所 事務所	(財)横浜港埠頭公社 幸浦中継所 事務所	幸浦中継所	横浜改良土 センター(株)
所在地	鶴見区 大黒ふ頭20番地	金沢区 幸浦1丁目	金沢区 幸浦1丁目	鶴見区 末広町1-6-8 (北部第二水再生センター内)
電話番号	506-5986	771-8681	772-8681	502-3745
受入品目	第一～第四種 建設発生土	第一～第四種 建設発生土	第一～第四種 建設発生土	建設汚泥以外の土
受入日	通 年			
時間別 受入時間	*夏時間 (4.1～9.30) 08:00～12:00 13:00～18:00	*夏時間 (4.1～9.30) 08:00～12:00 13:00～18:00	*夏時間 (4.1～9.30) 08:00～12:00 13:00～18:00	8:00～17:00
	*秋春時間 (10.1～10.31 3.1～3.31) 08:00～12:00 13:00～17:30	*秋春時間 (10.1～10.31 3.1～3.31) 08:00～12:00 13:00～17:30	*秋春時間 (10.1～10.31 3.1～3.31) 08:00～12:00 13:00～17:30	
	*冬時間 (11.1～2.29) 08:00～12:00 13:00～16:30	*冬時間 (11.1～2.29) 08:00～12:00 13:00～16:30	*冬時間 (11.1～2.29) 08:00～12:00 13:00～16:30	
	*夜間(通年) 19:00～00:00 01:00～06:30			
休業日	*日曜日 *第2・第4土曜日 *年末年始 *5月連休、夏休み *旧盆など特別の休業日はそれぞれの中継所管理事務所に確認のこと。			*日曜日・祝日 *第2・第4土曜日 *旧盆 *年末年始
	その他、雨天等により場内の状況が悪いとき、その他受入地及び施設の都合による場合。 (それぞれの中継所管理事務所に確認のこと。)			

建設副産物の利用及び受け入れの条件  
がれき類の指定処分地及び再生資源化施設

平成21年9月1日

処分地または施設名称	所在地 電話番号	受入廃材及び 受入寸法	再生材
(株)佐藤渡辺・大林道路(株) 横浜アスコン共同企業体	瀬谷区目黒町36-2 921-3701	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトコンクリート塊</li> <li>・コンクリート塊 (有筋・無筋)</li> <li>・現場発生路盤材 (旧路盤材)</li> <li>・アスファルトコンクリート混 合物層の切削材</li> </ul> ※アスファルトコンクリート塊 及びコンクリート塊の受 入寸法 <u>40×60×60cm以下</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生アスファルト合材</li> <li>・再生路盤材 (クラッシャーラン)</li> <li>(粒土調整砕石)</li> </ul> ※再生アスファルト合材 の取扱品目は、そ れぞれの施設に確 認のこと。
前田道路(株)・大成ロテック(株) 共同企業体 相模アスコン	瀬谷区北町20-13 921-1899		
(株)NIPPON 大和合材工場	大和市下鶴間2594 0462-63-3325		
(株)NIPPON 横浜リサイクルセンター・ 横浜合材工場	磯子区新磯子町27 753-0728		
前田道路(株)・(株)ニチュウ 共同企業体 京浜リサイクルセンター	川崎市川崎区塩浜3-24-9 044-299-4333		
前田道路(株) 横浜合材工場	栄区上郷町1555 891-7121		
鹿島道路(株)・日本道路(株)・ 世紀東急工業(株) 川崎アスコン共同企業体	川崎市川崎区水江町4-9 044-270-5031		
日本舗材(株) 横浜工場	緑区青砥町415 931-3535		
(株)NIPPON・ 大林道路(株) 共同企業体	川崎市川崎区小島町8-1 044-288-7641		
世紀東急工業(株) 横浜混合所	都筑区川和町219 932-0541		
世紀東急工業(株)・日本道路(株) 共同企業体 金沢アスコン	金沢区鳥浜町4-2 774-6660	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトコンクリート塊</li> <li>・アスファルトコンクリート混 合物層の切削材</li> </ul> ※アスファルトコンクリート塊 の受入寸法 <u>30×30×30cm程度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生アスファルト合材</li> </ul> ※再生アスファルト合材 の取扱品目は、そ れぞれの施設に確 認のこと。
日本道路(株) 神奈川合材センター	泉区上飯田町3943 804-6523		

※ 販売時間、受入時間及び休業日については、各施設が定める受入時間、休業日による。

## 木くずの登録事業者及び受け入れの条件（１／２）

平成２２年７月１日

処分地 (受入地) 項目	萬世リサイクル システムズ(株)	(株)タケエイ 川崎リサイクルセンター
搬入手続先	萬世リサイクルシステムズ(株)	(株)タケエイ 川崎リサイクルセンター
問合せ先	萬世リサイクルシステムズ(株)	(株)タケエイ 神奈川営業部
電話番号	769-2526 (事前連絡)	03-6361-6850 (事前連絡)
所在地	金沢区鳥浜町17-3	川崎市川崎区浮島町10-11
受入品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A使用材</li> <li>柱材・梁材 ※1</li> <li>角材 ※2</li> <li>栈木・垂木類 ※3</li> <li>ミックス材 ※4</li> <li>・B使用材 ※5</li> <li>化粧板</li> <li>足場板(木製)</li> <li>型枠</li> <li>ベニヤ</li> <li>・特別取扱品</li> <li>油付木くず ※6</li> <li>金具付木くず ※7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A使用材</li> <li>柱材・梁材・角材</li> <li>栈木・垂木類</li> <li>ミックス材</li> <li>・B使用材</li> <li>化粧板</li> <li>足場板(木製)</li> <li>型枠</li> <li>ベニヤ</li> </ul>
受入基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>※1 基準幅200mm以下、長さ3m以下のもの</li> <li>※2 基準(H300×D300×W6000)以下のもの</li> <li>※3 基準(H300×D300×W6000)以下のもの</li> <li>※4 A使用材にB使用材が混入した場合、10%未満の比率であること</li> <li>※5 基準より大きなものでもフォークリフトで壊せるものは可能(要相談)</li> <li>※6 汚れのひどい物は受入不可</li> <li>※7 金具の大きさによっては受入不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A使用材とB使用材は分別すること</li> <li>・受入は(株)タケエイの運搬車両が回収するシステムとなっているため、回収車両(4t車)に積み込めるサイズであること</li> </ul>
受入できない品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁忌品</li> <li>・コンクリート、ガラス及び陶磁器類、石膏ボード、金属類の混入したもの</li> <li>・CCA(銅、クロム、ヒ素)塗布木材(シロアリ駆除剤)</li> <li>・クロスベニヤ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料、接着剤または薬品の付着した木くず及び複合物等</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入基準以外の物が混入した場合は返品</li> <li>・受入基準以外の物を搬入した際は、返却作業工賃を請求することがあります。</li> <li>・受入についての詳細は、電話にて問合せをしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入は(株)タケエイの運搬車両が回収するシステムです。</li> <li>・細かな受入に関する問い合わせは営業窓口へご連絡下さい。</li> </ul>
受入日	通 年	
受入時間	7:00～19:00 18:00～19:30の間の製品出荷時には待機時間が発生します。 上記以外の時間帯(夜間搬入)に関しては、事前連絡があれば対応します。	24時間 (詳細は問合せをください)
休業日	日 曜 日 ・ 祝 日	
	(注) 本表は休業日のみを表示 その他事業所の都合による場合。(それぞれの事業所に確認のこと。)	

## 木くずの登録事業者及び受け入れの条件 (2 / 2)

平成22年7月1日

処分地 (受入地) 項目	門倉工業 (株) 戸塚工場	(株) 光洲産業 光洲エコファクトリーYOKOHAMA BAY
搬入手続先	門倉工業 (株) 戸塚工場	(株) 光洲産業
問合せ先	門倉工業 (株) 戸塚工場	(株) 光洲産業 本社営業部
電話番号	811-3541 (完全電話予約制)	044-822-0795
所在地	戸塚区上矢部町2067-4	神奈川区恵比須町5-12
受入品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A使用材</li> <li>柱材・梁材・角材 ※8</li> <li>丸太 ※9</li> <li>・B使用材</li> <li>ベニヤ</li> </ul>	柱材 梁材 角材 垂木 化粧板 足場板 型枠材 ベニヤ
受入基準	※8 長さ4m以下 太さ制約なし ※9 長さ2m以下 太さ5cmから30cm以下 太さが30cmを超える場合は割増し。 ・非鉄金属のドア金具、電線及びガイス、ビニール、壁紙等は取り除いて搬入すること	・4t車に積み込めるサイズであれば受入可能。 ・但し、「長さ3m以内、径30cm以内」を超える場合は、処理内容・価格等について確認すること。
受入できない品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料が付着した木くず</li> <li>・油が注入された木くず (木製電柱・枕木等)</li> <li>・CCA等により防腐・防蟻処理された木くず</li> <li>・金属・プラスチックとの複合材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料や接着剤または薬品の付着したもの</li> <li>・有害物質等汚染されているもの</li> <li>・木くず以外の他品目との複合材</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入基準以外の木くずはその場で持ち帰ってもらいます。</li> <li>※弊社設置のトラックスケール (台貫) にて計量を行い、その重量により処理金額を清算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入対象物以外の不純物混入の場合は、受入ができなくなります。(分別を徹底してください。)</li> <li>・細かい受入についての相談は、本社営業部まで問合せをしてください。</li> </ul>
受入日	通 年	
受入時間	8:00~17:00	24時間 (17:30~8:30の受入は問合せをしてください)
休業日	月曜日~土曜日 (日曜日・祝日は休み)	
	日曜日・祝日 (詳細は問合せをしてください)	
	(注) 本表は休業日のみを表示 その他事業所の都合による場合。(それぞれの事業所に確認のこと。)	

## 再利用不可能ながれき類（建設汚泥を含む）

平成22年4月1日

処分地 (受入地)	南 本 牧 廃棄物最終処分場	(株) ヨコハマ全建	栄伸産業(株)
項目			
搬入手続先	(財) 横浜市資源循環公社	(株) ヨコハマ全建	栄伸産業(株)
問合せ先	(財) 横浜市資源循環公社	(株) ヨコハマ全建	栄伸産業(株)
電話番号	223-2021	772-2666	(044)366-2444
所在地	横浜市中区桜木町 1-1-56 クリーンセンター6階	神 奈 川 区 松ヶ丘58-15	川崎市川崎区 扇町6-6
受入事務所 (所在地)	(財) 横浜市資源循環公社 管理事務所 中区南本牧4	金 沢 区 鳥浜町10-2	川崎市川崎区 扇町5-20
電話番号	223-2021(公社) 625-9647(管理事務所)	772-2666	(044)366-2444
受入品目	再利用不可能な 建設廃棄物 (流動性のない建設汚泥を含む)	建設汚泥 分級・混練 再 生	建設汚泥 分級・混練
受入廃棄物の大きさ	30×30×30cm以下		
受入日	通 年		
受入時間	8:45~12:00 13:00~16:00	0:00~24:00	0:00~24:00
休業日	日曜日・祝日 土曜日 年末年始 (12月30日~1月3日)	無	日 曜 日
	(注) 本表は休業日のみを表示		
	その他、雨天等により場内の状況が悪いとき、その他受入地及び施設の都合による場合。 (それぞれの中継管理事務所に確認のこと。)		
許可番号	-	056-20-022387	057-20-017413

## 工事安全点検表（国道用） 請負人用

工事名		点検 日時	年 月 日	作業前	時 分	天候	
				作業後	時 分		
項 目		点 検 項 目		点 検 結 果			
<b>(1) 標識類</b>							
標示板（工事予告）		位置	み 損 転 等				
警 標識		位置	み 損 転 等				
規制標識		位置	み 損 転 等				
規制標識 度 とせ看板		位置	み 損 転 等				
標示板（工事中看板）		位置	み 損 転 等				
工事中（内部照明型）		位置	み 損 転 等				
車線数減		位置	み 損 転 等				
歩行者案内		位置	み 損 転 等				
段 予告		位置	み 損 転 等				
段 標示		位置	み 損 転 等				
工事情報看板		位置	み 損 転 等				
工事説明看板		位置	み 損 転 等				
工事予告看板		位置	み 損 転 等				
回路標示板		位置	み 損 転 等				
許可条件板		位置	み 損 転 等				
トラック出入口標示		位置	み 損 転 等				
立入禁止標示		位置	み 損 転 等				
険標示		位置	み 損 転 等				
<b>(2) 安全施設</b>							
安全 等		位置	損 転 スズラン 等				
保安		設置	位置 照度				
回転		設置	位置 照度				
工事現場の照明		設置	位置 照度				
<b>(3) 交通対策</b>							
歩行者通路		排水	歩車道の分離 幅員 段 等				
車両通行		通行帯の確保		誘導等			
仮復旧の状況		段		表示等			
周囲路面の状況		路面沈下測定		周辺路面の異常がないか			
出入口確保		家屋の出入り口の確保		障害物 段			
交通誘導員		位置	誘導方法 号等				
工の状況		段	間 がたつき 震動等				
<b>(4) 工事施工</b>							
山留工の施工		し 切梁		面の処理等			
排水の状況		方法		ホースの固定等			
機 の安全		の管理	転 ーム 車止の固定等				
電気の安全		の管理	責任者名 レーカー アース等				
開口部の状況		安全	安全 ット 対策方法が適切か				
険ガス等の測定		測定 度 記録					
現場付近の整理整		資材 固定		囲い等			
工事車両及び資材関係の 付け		歩車道への り入れ		車道上への仮置			
その他							
施工者 _____ 現場 理人 _____				総括監督員 _____ 主任監督員 _____ 担当監督員 _____			